# 関税暫定措置法の一部を改正する法律(案)新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)	関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)
(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)	(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)
第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和	第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和
国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく	国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。) に基づく
関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨	関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨
物(シンガポール協定第十四条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるもの	物(シンガポール協定第十四条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるもの
に限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入	に限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入
増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、	増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、
これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重	これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重
大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に	大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に
与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に	与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、
必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、	必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条1の規定に基づき、
政令で定めるところにより、貨物及び期間 (一年以内に限る。) を指定し、次の	政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限る。)を指定し、次の
措置をとることができる。	措置をとることができる。

#### 同 上

のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率

指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物

(省

略)

の範囲内において関税率を引き上げること。

1

いう。)

用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下「実行税率」と

関税定率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適

イ 用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの 第七条の十第一項第二号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及びロに 関税定率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、 次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ並びに (以下この項及び第六 その適

のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率

指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物

の範囲内において関税率を引き上げること。

口 省 略)

2 \ 12 (省 略)

(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 (省

略)

項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。)がとられた場合には、 を停止し、 おける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアに マレーシア協定第二十三条5份及び心の規定に基づき、政令で定めるところによ マレーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置(以下この 譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用 実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、 7

8 { 16 (省 略)

限りでない。

(フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十一 に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第九項 が重要な原因となつて 生産量に対する比率の増加を含む。)の事実(第九項及び第十一項において「フ に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。 イリピン特定貨物の輸入増加の事実」という。) 下「フィリピン協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に 「譲許」という。)による特定の種類の貨物(フィリピン協定第十八条1の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定 これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産 があり、 )の輸入の増加 当該貨物の輸入の増加 (本邦の国内総 议

おいて「実行税率」という。

口 同 上

2 5 12 同 上

(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 同

2 6 同 上

る特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マ でない。 ーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアにおけ 止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレ 譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停 ーシア協定第二十三条5(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、 び次項において「マレーシアの緊急措置」という。)がとられた場合には、マレ レーシアの緊急措置がとられた日から十八月を経過していない場合は、この限り マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置(この項及

8 \ 16 同 上

及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)が及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)が及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)が

| 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物の方と一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の末日までは、イに掲げる税率の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認定 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものをする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるもの

があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条50の規定に基づき、政4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要

- より指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定に
- 緩和するものとする。 ピン協定第二十二条5回の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、フィリ
- 6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フィリピン協定第二十二条50に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許を修正し、又は譲いがされていないものにつき新一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フ
- 7 フィリピンにおいてフィリピン協定第二十二条1の規定による措置(以下この限及び次項において「フィリピン協案二十二条6()及び()の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、フィリピンの緊急措置がフィリピン協定第二十二条1の規定によりフィリピンにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであって、かった。
- 8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補 関又はフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ 関フはフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ
- と認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。 える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要がある9 政府は、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与

11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条4(a)及び(d)の規急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条4(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

こと。 若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする 輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量 輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量 において、指定された期間内に である関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に である関税率の引下がを行うものとされている場合において、指定された期間内に

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の方ち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。

フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関めに輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関係が課されるものとした場合に課された関税を速やかに還付しなければならない。同意が課されるものとした場合に課された関税を速やかに還付しなければならない。同意が課されるものとした場合に課された関税を速やかに還付しなければならない。同意が課される。

か長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をした日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれ第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了

13

とることができない。

15 第八条の九第一項に規定する護許の便益の適用を受ける物品については、第

項又は第十一項の規定は、適用しない。

(フィリピン協定に基づく関税割当制度)

成二十四年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の第八条の九 フィリピン協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数

要な事項は、政令で定める。

一要な事項は、政令で定める。

一切の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必

(軽減税率等の適用手続)

第九条 (省 略)

(用途外使用等の制限)

第十条

(省

略)

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

るため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供す第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物

(軽減税率等の適用手続)

第八条の九

同上

(用途外使用等の制限

第九条 同 上

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

号 ため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号にす を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供する物 第十条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品

項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条第一る。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質そのに掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収す

#### (省略)

観と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額とのついては、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品に

# (関税の免除等を受けた物品の転用)

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例

## 第十三条 (省 略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

## 第十四条 (省略)

#### (税関職員の権限)

の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率第十五条(関税法第百五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)

(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条第一項。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する

#### 同上

との差額税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関

# (関税の免除等を受けた物品の転用)

又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。 若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、第1条の二、関税定率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例)

### 第十条の三 同 上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

### 第十条の四 同 上

#### (税関職員の権限)

半| の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第八条の九第一項の軽減| | 第十一条 関税法第百五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)

_		第		第		***************************************	 第l			第		2					
	別表第一「暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条	第十九条 (省 略)	(犯則事件の調査及び処分)	第十八条 (省 略)	した者は、五十万円以下の罰金に処する。	原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避	第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第百五条第一項第五号(製造用	罰金に処する。	供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の	第十六条 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に	(罰則)	2及び3 (省略)		た貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする	減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「軽減税率の適用を受け	おいて、第九条第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽」	若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合に
うこ、そくこうに、そくきり「国家ン	別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条	第十五条 同 上	(犯則事件の調査及び処分)	第十四条 同 上	した者は、五十万円以下の罰金に処する。	原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避	第十三条 第十一条第一項において準用する関税法第百五条第一項第五号(製造用	罰金に処する。	供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の	第十二条 第九条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に	(喟則)	2及び3 同 上	のとする。	用を受けた貨物」又は「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるも	関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、それぞれ、「軽減税率の適	合において、第八条の九第一項又は同条第二項の規定に係る場合には、同号中「	税率若しくは同条第二項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場

第十四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 2及び3 る。 消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付す 税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る 七 一 ~ 六 (相殺関税等が還付される場合の消費税の還付) 緊急措置に係る関税の還付) 関税暫定措置法第七条の十一第十二項(フィリピンの特定の貨物に係る暫定 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関 第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関 (省 (省 略) 略) 改 正 案 |輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 2及び3 消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付す 税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る 一~六 同 (相殺関税等が還付される場合の消費税の還付) 同 上 上 現 行

(傍線の部分は改正部分)